

○市区町村番号	○基本調査区番号	○商業調査区番号	○商店番号	秘 指定統計 第23号	昭和51年商業統計調査 商業調査票 甲(法人用)	※ 番	○産業分類														
					昭和51年5月1日																
1.商店名及び商店所在地 ふりがな 商店名				(電話) 局番				9.年間商品仕入額の仕入先別割合													
商店所在地 都道府県		市区町村		丁目	番地	号	ビル	1.自製	2.販賣	3.生産業者	4.卸売業者	5.國外 (直接輸入)	合計								
本店(本社)の所在地 支店の場合に記入してください 都道府県 市区町村				(電話) 局番				%	%	%	%	%	100 %								
				丁目	番	号		都道府県別	都道府県別	都道府県別	都道府県別	都道府県別	合計								
								%	%	%	%	%	100 %								
								※	※	※	※	※	※								
2.経営組織及び資本金額又は出資金額 (1) 該当する番号を○でかこんでください (2) 会社組織の場合は資本金額又は出資金額を記入してください (支店の場合も記入してください)				1.会社 (株式) 同組合 (合名)				2.農業協同組合	3.生活協同組合	4.その他 の組合	5.その他 の法人	10.年間商品販売額のうち 卸売販売額の販売先別割合			卸売合計						
								資本金額又は出資金額 千億 百億 十億 億 千万 百万 万円					1.本店販賣 2.卸売業者	3.小売業者	4.産業用 使用者	5.國外 (直接輸出)					
												%	%	%	%	100 %					
												都道府県別	都道府県別	都道府県別	都道府県別	都道府県別					
												%	%	%	%	100 %					
												※	※	※	※	※					
3.商店の開設年 (1) 該当する番号を○でかこんでください (2) 2.に該当する場合はその年を、また、3.に該当する場合はその年及び月を記入してください				1.昭和19年以前				11.年間商品販売額の販売方法別割合				合計									
				2.昭和20年~48年→昭和				1.現金販売				信 用 販 売									
				3.昭和49年以後→昭和				2.チケット販売				4.割賦販売									
				ガ	千	百	十	一	3.掛売・その他				合計								
				(単位) 平方メートル								%	%	%	%	100 %					
4.売場面積 (1) 小売業のみ記入してください (2) 売り場を平方メートルに換算する場合は3.3を掛けた計算し、端数は四捨五入してください								12.セルフサービス方式の採用の有無 該当する番号を○でかこんでください				1.採用していない									
								2.採用している(売場面積の50%未満)				2.採用している(売場面積の50%以上)									
								3.採用している(売場面積の50%以上)													
5.従業者数 昭和51年5月1日現在、主としてこの店の業務に従事している会社、団体の有給役員及び常時雇用従業者の数を記入してください				男(人)				女(人)				計(人)									
				千	百	十	一	千	百	十	一	千	百	十							
6.年間商品販売額 (1) 昭和50年5月1日から昭和51年4月30までの1か年間の販売額を記入してください (2) 本店の場合は本店分のみの販売額を記入してください (3) 本支店間の商品振替分は「卸売」として記入してください (4) 商品名、分類番号は申告用「商品分類表」によって、金額の多いものから順に記入してください				商品名 (卸売・小売) (卸売・小売) (卸売・小売) (卸売・小売) (卸売・小売) (卸売・小売) (卸売・小売)				兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	万円						
7.修理料、サービス料、仲立手数料の収入額 昭和50年5月1日から昭和51年4月30までの1か年間の収入額を記入してください				業務内容				千億	億	千万	百万	十億	万円	14.営業経費 (年間)							
														項目	千億	百億	十億	億	千万	百万	万円
														給与額							
														その他の営業経費							
														合計							
8.商品手取額 昭和51年5月1日現在の手取額を記入してください 製造小売の商品についてはその原材料及び半製品を含めます				合計				百億	十億	億	千万	百万	十億	15.企業の 店舗数等 (年間)							
														イ. 店舗数(本店を含む)	店						
														ロ. 企業全体の卸売、小売の区分	1. 卸売 2. 小売						
														主として該当する番号を○でかこんでください							
														ハ. 従業者総数(有給役員を含む)	人						
														支店を含めた企業全体について記入してください							
														ニ. 年間商品販売総額	人						
														兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	万円
														商品仕入額							
														合計							
															16.本店(本社)の事業			1. 本店は商業 2. 本店は製造業 3. 本店は1. 2. 以外の事業			
															(この欄は支店が記入します)						
															該当する番号を○でかこんでください						

記入注意

調査票の記入に当たっては、調査票の説明とこの説明書及び商品分類表を参照しながら記入してください。

一般事項

- 調査票には青、黒のインキ又はボールペンで明りょうに記入してください。
- 金額は円単位で記し、円未満は四捨五入してください。
- 割合を記入する欄は、整数で記し、その合計が100%になるようしてください。100%にならないときは、割合の最も大きいところで調整し内訳と合計は必ず一致するようしてください。
- 調査事項の欄ごとに、その欄全部について、該当がないときは、空欄にしないで、左上から右下に斜線を引いてください。しかし、調査事項の欄の一部が該当があつて、他は余白になる場合には「0」と記入しないで空白のままにしておいてください。

調査事項

1. 店舗名及び店舗所在地

商店名は、略称でなく、正規の名称（例えは株式会社○○商店、○○株式会社○○支店など）で記入してください。

2. 店舗の開設年

- 商店の開設年とは、この店が現在の場所で事業を始めた年をいいます。
- 支店、営業所、出張所などの場合は、本店（本社）の開設年でなく、この支店などが開設された年を記入してください。

3. 売場面積

- この店舗が商品を販売するために使用している延床面積を記入してください。
- 売場面積には、ショーウィンド、客用の階段、通路及び洗面所を含め、事務室、倉庫、配送所及び自動車、植木、石材などの屋外展示場、観賞魚の養魚池などは除いてください。
- 店内で製造した商品を販売している小売業者（製造小売業）の場合は、商品を製造するための作業所及び薬局の調剤窓口の面積は除いてください。
- 卸売業者及びソリューションは記入の必要はありません。

4. 従業者数

- 従業者とは昭和51年5月1日（又はこれに最も近い給与締切日）現在で、主としてこの店の業務に従事している者をいいます。なお、他の事業所から派遣されていている者を除き、他へ派遣している者を含めます。
- また、定期欠勤者で、1か月以上いかない限りも受けなかった者は在籍者であっても除きます。
- 常勤雇用従業者は、一定の期間を定めないで、又は1か月を超える期間を定めて雇用している者をいいます。また、昭和51年3月、4月のそれぞれの月において、18日以上雇用した臨時者のを含めます。

6. 年間商品販売額

1. 分類番号及び商品名

- 商品名は、別紙の商品分類表に記載された太字の名前によって、小売したときは小売部門の商品名を、また、卸売したときは、卸売部門の商品名を分類番号とともに記入し、卸売、小売の区分を〇で囲んでください。
- 取扱商品（商品分類表の商品区分）が2つ以上ある場合は過去1か年間の販売額の多いものから順に記入してください。調査票記入欄に記入しきれない場合は補助紙を継ぎ足して記入するようにしてください。
- なお、販売額が少ない商品については総額の一割を超えない限度で一括して便宜「その他」という名称で最後の欄に記入し卸売の場合は「41999」、小売の場合は「49999」の分類番号を付しても差し支えありません。

ハ、取扱商品がこの分類表のどこに入るかわからぬときは、その具体的な商品名（商標名でなく一般的な名称）を記入し、卸売、小売の区分を〇で囲んでください。

2. 年間商品販売額

年間商品販売額は、昭和50年5月1日から昭和51年4月30日までの実績を記入してください。なお、この期間の実績によることが困難な場合は最終日の決算日前1か年間の実績でも差し支えありません。

なお、次の場合は販売金額に含めます。

イ、自企業内の本支店間又は支店相互間で帳簿上商品の振替を行った場合の振替仕切額

（注）この場合は「卸売」として記入します。

ロ、他から商品販売の委託を受けている場合はその受託品の販売額

ハ、本店内で製造した製品の卸売（製造卸）も行っている場合の卸売販売額

（注）土地、家屋などの不動産及び株券、商品券、宝くじなどの有価証券の売買は年間商品販売額に含めないでください。

3. 卸売、小売の区分

「卸売」とは小売業又は他の卸売業に商品を販売した場合をいいます。

なお、次の場合は「卸売」となります。

イ、鉄工業、建設業、運輸通信業、サービス業、（ホテル、病院、理容所、学校など）、官公庁又は、その他の産業用使用者に商品を大量又は多額に販売した場合

ロ、業務用に主として使用される商品（事務用機械及び家具、病院、美容院、レストラン、ホテルなどの設備、産業用機械（機械工具を除く）、建設材料（木材、セメント、板ガラス、かわら）などを販売した場合

（注）自企業内の本支店、支店相互間及び自企業の他の場所にある工場に帳簿上商品の振替を行った場合は便宜での調査では卸売としています。したがって振替を行った場合は必ず「卸売商品」として計上し、第10項の販売先別割合欄の本支店間移動欄にその割合を記入してください。

「小売」は個人又は家庭用消費のために商品を販売した場合及び産業用使用者に少量又は少額に商品を販売した場合をいいます。

（注）小売商であっても、例えは酒類小売商が飲食店に酒類を業務用に販売したような場合は「卸売」となりますので、一般家庭への小売分は「5211酒、調味料（小売）、飲食店への卸売分は「4053酒類卸売」とのようにそれぞれ分けて記入してください。

7. 修理料、サービス料、仲立手数料の収入額

（1）販売商品に関連した修理、その他のサービスを行っている場合、又は、商品販売の仲立を行っている場合は、その手数料収入額を記入してください。

（2）「業務内容」欄には、例えは「時計修理」、「現像、焼付」、「電気工事」、「牛馬仲立」などのように具体的に記入してください。

8. 商品手取額

商品手持票欄には調査日（昭和51年5月1日）現在で、この店が、販売の目的で保有しているすべての手持商品（製造小売業の場合は原材料、半製品を含めます。）の総額を記入してください。調査日現在によることが困難な場合は、最終日の決算日又は棚卸日現在によても差し支えありません。

商品手持票は次のようにして記入します。

（1）商品手持票の評価は、原則として仕入原価によります。

（2）営業倉庫又は他の場所にあつて自家用倉庫、置場などに保管してある商品あるいは買入れた商品が輸送中又は売手の手元にある場合、また、試用販売のため、一般家庭などに保管を依頼した商品なども商品手持票に含めます。

（3）他から販売を委託されている商品（受託品）は、この店の商品手持票に含め、他へ販売を委託している商品（委託品）は、この店の商品手持票には含めません。

9. 年間商品仕入額の仕入先別割合

この欄には調査日（昭和51年5月1日）前1か年間の商品仕入額の仕入先割合を次の区分に分けて記入してください。

なお、仕入先とは商品の発送元ではなく商品の販売契約先をいいます。

業者別

（1）「1. 自店内製造」

自店内製造とは商店がその場所で製造した製品をいいます。

別の場所にある本、支店又は工場で製造した製品は含めません。

（2）「2. 本支店間移動」

本支店間移動とは、自企業内の本支店間、支店相互間又は自企業の他の場所にある工場から帳簿上商品の振替を行った場合をいいます。

（3）「3. 生産業者」

生産業者とは生産業者から直接仕入れた場合をいいます。

ただし、生産業者の販売事業所から仕入れた場合は「生産業者」からの仕入れではなく、「卸売業者、その他」からの仕入れになります。

（4）「4. 卸売業者、その他」

問屋、商社などの卸売業者その他からの仕入れをいいます。

（5）「5. 国外（直接輸入）」

この欄は自分の名で通関手続を取って、商品を国外から直接輸入した場合に限って記入してください。

貿易業者は国内の外人商社から国外製品を仕入れた場合は「卸売業者、その他」からの仕入れになります。

都道府県別

都道府県欄には販売先割合の大きいものから順に4都道府県まで記入し、残りは最後の欄に「その他」として括記入してください。

（注）「国外」の割合は業者別の「国外」の割合と同じになります。

11. 年間商品販売額の販売方法別割合

（1）「現金販売」には、小切手、商品券による販売も含めます。

（2）「チケット販売」とは、チケット発行機関（信販会社、専門店会、商店会、協同組合など）が発行するチケット、カード、クーポンなどによって商品を販売する方法をいいます。ただし、金融機関などが発行する「クレジットカード」で商品を販売する場合は「掛販、その他」となります。

（3）「3. 券販売」とは、購入者から代金を2ヶ月以上の期間にわたり、かつ、3回以上に分けて支払することを条件として商品を販売することをいいます。なお、「ローン販売」もここに含めます。

（4）「掛販、その他」とは、「チケット販売」、「券販売」以外の信用販売をいいます。手形及びクレジット販売などが含まれます。なお、新聞、牛乳の月次め販売も掛販とします。

14. 営業経費（年間）

この欄には「13. 商店の本支店別」で「1. 単独店」に印をつけた商店のみ記入してください。

（1）「営業経費」とは昭和50年5月1日から昭和51年4月30日までの1か年間の商品仕入額を除いたいといきの営業上の経費をいいます。

（2）「給与額」とは、会社、団体の有給役員、當時雇用従業者、臨時日雇の従業者など、その商店の従業者に対して支払ったか、又は、支払われなければならない金額をいいます。

（3）「その他の営業経費」とは、商品仕入額及び給与額を除いたいといきの営業上の経費をいい、その主なものには、包装資材費、通信運搬費、宣伝広告費、交際費、減価償却費、地代・家賃などがあります。ただし、製造問屋、製造小売業の場合の原材料購入費、委託加工費は経費とはしません。

15. 企業の店舗数等

この欄には「13. 商店の本支店別」で「2. 本店」に印を付けた商店のみ記入してください。

この欄には、国内にある本店、支店などを含めた企業全体について記入してください。なお、商業以外の事業所の分は含めません。しかし、これを区別することが困難な場合は含めて記入しても差し支えありません。

（1）「1. 本支店間移動」

（2）「2. 卸売業者」

（3）「3. 小売業者」

（4）「4. 産業用使用者」

（5）「5. 国外（直接輸出）」

この欄には、自店内製造の場合は「1. 本支店間移動」として記入してください。この場合の販売額は自企業内の本支店間、支店相互間の取引分を除き、企業外への販売額だけを記入してください。

なお、受託販売の場合には受託品の販売額を含めてください。

（6）「6. 年間商品販売額（年間）」欄には、この店の昭和50年5月1日から昭和51年4月30日までの1か年間の、企業全体の商品仕入額を除いた、一切の営業上の経費（商業以外の事業所分を除く）を記入してください。